

令和 7 年度工事監査実施計画

令和 7 年 7 月 2 8 日

1 実施方針

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準（令和 2 年 2 月 13 日監査委員決定）及び令和 7 年度世田谷区監査基本計画（令和 7 年 3 月 10 日監査委員決定）に基づき、次の方針で実施する。

- （1）区が発注した工事が適正に行われているか技術面や安全面の観点から監査を行う。
- （2）経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行う。

2 対象工事の決定基準

令和 6 年度から令和 7 年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事であり、契約又は予定金額が 9 千万円以上の中から抽出する。

3 監査対象工事

工事件名 世田谷区本庁舎等整備工事（第 2 期工事）
施工場所 世田谷区世田谷 4 丁目 2 1 番 2 7 号

4 監査対象部

監査の対象とする部は、庁舎整備担当部とする。

5 実施期間等

令和 7 年 9 月から令和 8 年 2 月までの間に実施する。監査を実施する日程等は、別紙日程表のとおりとする。

6 着眼点

監査の実施にあたっては、次の点に着眼して実施する。

- （1）設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- （2）設計図書（図面、仕様書）及び積算は、適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
- （3）施工及び施工管理は、適切に行われているか。
- （4）工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

7 実施方法

監査は、次の方法により実施する。

(1) 技術調査

工事の技術的な面については、専門機関（技術士により組織される団体等）に調査（書類審査と現場調査）を委託する。なお、今回については、規模が大きいこともあり、2日間の調査とする。

(2) 監査委員による監査

監査資料、技術調査報告等による審査及び対象工事の現場調査を行うとともに、関係部課長等から事情聴取を行う。

(3) 事務局による監査

工事調書、技術調査報告等による調査、検証及び対象工事の現場調査を行うとともに、担当者から事情聴取を行う。

8 監査結果

監査の結果については、監査終了後、速やかに監査結果報告書として決定し、これを関係機関に提出するとともに、公表する。

9 その他

実施日程等については、変更する場合がある。